阿蘇総福第　９９　号
平成２５年７月　９日

社会福祉法人熊本ＹＭＣＡ福祉会
堤　弘雄　理事長　様

熊本県知事　蒲島郁夫 熊本県知事印 阿蘇

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

（有効期限）
平成２５年７月９日から平成３０年７月８日まで